

## 利府町契約における暴力団等排除措置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、利府町が発注する建設工事、建設関連業務及び物品調達等（以下「建設工事等」という。）の契約から暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）を排除し、もって利府町が発注する建設工事等の適正な履行を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設関連業務 建設工事に係る調査、測量又は設計の業務をいう。
- (3) 物品購入等 物品の購入、賃貸借、業務委託、役務の提供、財産の買入れ、売払い及びその他利府町が発注する全ての契約をいう。
- (4) 入札参加資格 町が発注する建設工事等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5に規定する一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11に規定する指名競争入札の参加資格をいう。
- (5) 有資格者 入札参加資格を有する者をいう。
- (6) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (7) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (8) 暴力団関係者 暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者をいう。
- (9) 不当介入 町が発注する建設工事等の受注者（以下「受注者」という。）に対して行われる当該契約の履行に関する不当要求（事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）及び妨害（契約の適正な履行を妨げる行為をいう。）をいう。

### (指名停止による排除)

第3条 町長は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、利府町建設工事等入札参加登録業者指名停止要領（平成19年3月30日町長決裁。以下「指名停止要領」という。）に基づき、速やかに指名停止の措置（以下「入札参加除外措置」という。）を講じ、入札への参加を制限するものとする。

2 前項の規定は、入札参加除外措置を受けた有資格者（以下「入札参加除

外者」という。)を構成員に含む共同企業体又は事業協同組合についても適用する。

(入札公告における排除)

第4条 町長は建設工事等の一般競争入札を行うに当たり、入札公告において、入札に参加することができる者の必要な資格に関する事項として、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者でないことを明記するものとする。

(一般競争入札及び指名競争入札からの排除)

第5条 町長は、建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。

2 町長は、入札参加資格を認めた者が開札期日までに入札参加除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消すものとする。

3 町長は、落札者が契約締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該契約を締結しないものとする。

4 前3項の規定による措置は、あらかじめ一般競争入札公告において周知するものとする。

5 第2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第6条 町長は、入札参加除外者を随意契約の相手方としないものとする。

(下請負等からの排除)

第7条 町長は、受注者が入札参加除外者及び宮城県警察本部から別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する旨の通報を受けた者を建設工事等に係る下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。)又は再受託者(再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。)となることを認めないものとする。

2 町長は、受注者が入札参加除外者及び宮城県警察本部から別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する旨の通報を受けた者を下請負人又は再受託者(以下「下請負人等」という。)としていた場合は、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

3 前2項の規定は、入札参加除外者を構成員とする特定建設工事共同企業体についても適用する。

(契約の解除)

第8条 町長は、受注者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認める場合には、当該契約を解除するものとする。ただし、解除しないことについて、合理的な理由がある場合はこの限りでない。

(不当介入に対する措置)

第9条 町長は、受注者に対し、暴力団等による不当介入を受けたときは、

速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと(以下「警察への通報等」という。)及び町長に報告を行うことを義務付けるものとする。

- 2 町長は、受注者の下請負人等が、暴力団等による不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し前項の措置と同様の措置を行うよう、受注者に求めるものとする。
- 3 町長は、受注者又は下請負人等が前2項の不当介入を受け、適切に警察への通報等及び町長への報告が行われたと認められる場合であって、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。
- 4 町長は、受注者が第1項の警察への通報等及び町長への報告を怠ったことが確認されたときは、指名停止要領に基づき指名停止等の措置を行うものとする。

(関係機関との連携)

第10条 町長は本要綱の運用にあたっては、警察等捜査機関との密接な連携のもとに行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月12日から施行する。

別表（第3条、第4条、第7条、第8条関係）

措 置 要 件
<p>1 有資格者の役員等（法人の場合にあつては非常勤役員を含む役員及び支配人並びに支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合にあつてはその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。）が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。</p>
<p>2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。</p>
<p>3 暴力団等が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>
<p>4 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>
<p>5 暴力団等であることを知りながら、これと取引をしたり、又はこれを不当に利用しているするなどしていると認められるとき。</p>